

山口市発注の工事における社会保険等未加入対策について

社会保険等未加入対策については、建設産業における公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善のため、全国的に取り組みされており、山口市においても以下の対策を行うものとする。

※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。

1 元請業者への対策

建設工事に係る競争入札参加資格者の認定において、社会保険等未加入建設業者は認定をしないものとする。

2 下請業者への対策

令和3年4月1日以後に入札公告又は指名通知等（随意契約を含む。）を行う工事については、下請総額にかかわらず、全ての工事において一次下請業者から原則として社会保険等未加入建設業者を排除するものとする（ただし、令和3年6月30日までの間は、下請総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上になる工事に限り適用するものとする）。

(1) 山口市建設工事標準請負契約約款

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く（※1）。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情（※2）があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により発注者が特別の事情があると認めないにもかかわらず第1項の規定に違反していると認められる場合又は前項前段の特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず同項後段の期間内に書類を提出しなかった場合において、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 令和3年6月30日までの間におけるこの条の規定の適用は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上になる工事に限るものとする（※3）。

■第7条の2の「一次下請業者」の対象（※1）

「一次下請業者」は建設業許可業者のみを対象とするが、建設業許可業者であっても、社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とする。

■「特別の事情」が認められる場合（※2）

特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合

「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

■経過措置の適用について（※3）

下請総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）の工事であって、令和3年4月1日から同年6月30日の間に契約締結をし、かつ、同年7月1日以後が工期の末日であるものについては、次のとおりとする。

ア 令和3年6月30日までに契約締結をした工事であっても、同年7月1日以後は約款第7条の2第1項から第3項までの規定が適用される。

イ 令和3年6月30日以前の時点において社会保険等未加入建設業者が一次下請業者にある場合は、同年7月1日までに全ての一次下請業者が社会保険等未加入建設業者でない状態にしなければならない。

ウ 約款第7条の2第2項の特別の事情があり令和3年7月1日以後も社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とする場合は、同年6月30日までに発注者が当該特別の事情がある旨を認めた場合に限るものとする。

エ 下記「(4)受注者への措置」の指名停止措置及び工事成績評定点の減点についても、同様に経過措置を適用する。

(2) 元請業者による社会保険等の加入状況の確認

ア 下請契約を締結する前に、相手方の社会保険等への加入状況について、保険料の領収済通知書、建設キャリアアップシステム等により確認した上で、施工体制台帳の写しを提出すること。

イ 特別な事情により、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しようとする場合、当該建設業者と下請契約を締結しなければならない具体的な理由を記載した書面（理由書面）を、事前に発注者へ提出すること。

ウ 発注者が「特別の事情」があると認めた場合は、発注者が指定する期間内に社会保険等へ加入することを条件に一次下請契約が認められる。

⇒別紙フロー①

(3) 発注者による確認

発注者は、施工体制台帳により社会保険等への加入状況を確認する。

⇒別紙フロー②

(4) 受注者への措置

特別な事情がある場合を除き、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した場合、受注者に対して以下の措置を執るものとする。特別な事情がある場合でも、第2項により指定期間内に社会保険等の加入をした上で関係書類の提出がないときは、同様とする。

- 制裁金の課金：当該下請契約額の10%を課金する。
- 指名停止措置：契約違反に該当し、2週間から4カ月の指名停止とする。
- 工事成績評定点の減点：指名停止措置に伴い、10点から20点の減点とする。

(5) 建設業許可権者への通報

二次以降を含む全ての下請業者について、社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可権者に通報する。

(6) 関係様式

受注者が作成する各種提出書類について、押印は不要とする。なお、担当者（現場代理人又は元請業者の従業員のうち当該事務を担当する者）の氏名及び連絡先の明記をすること。

3 参考情報

国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策について」

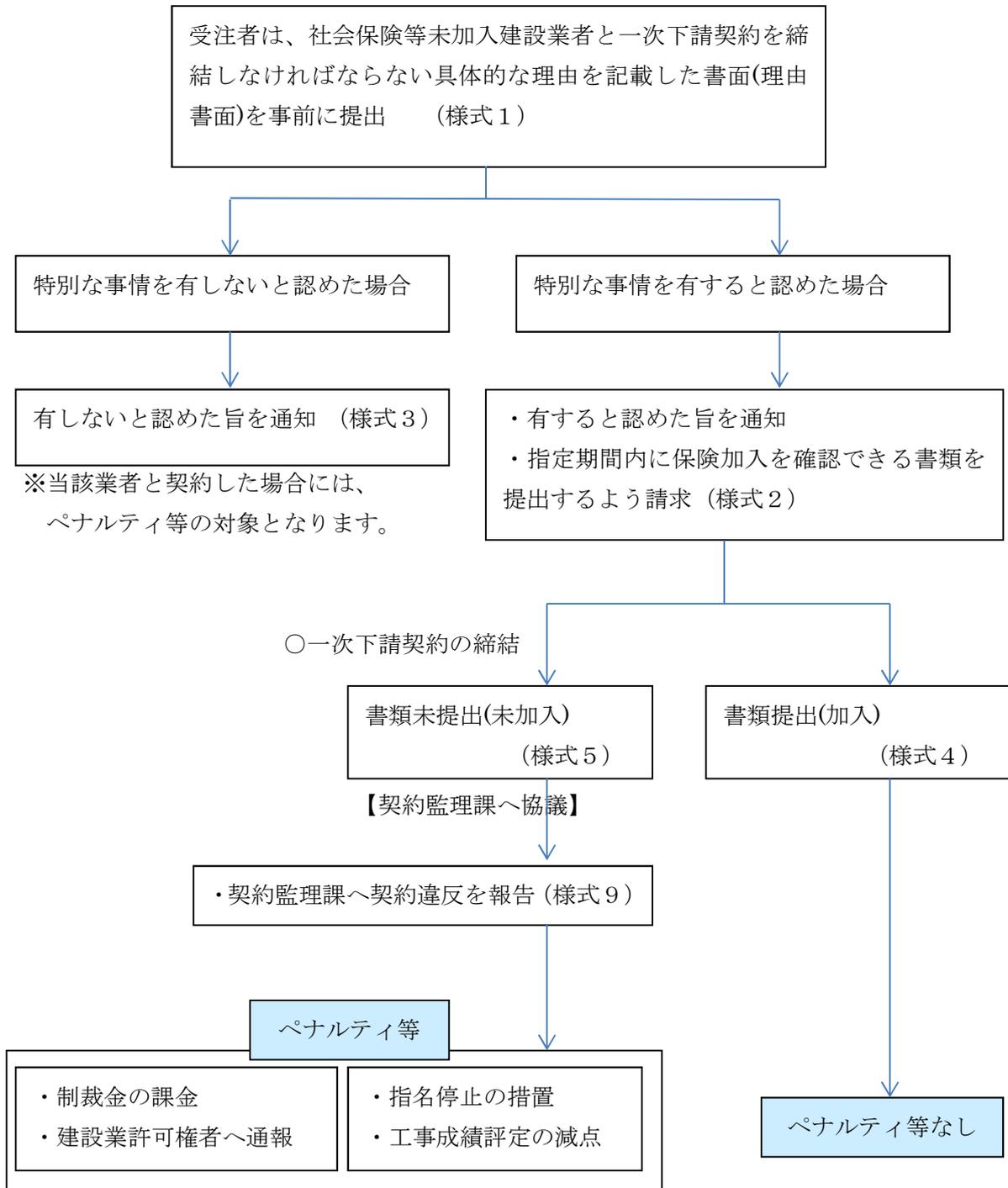
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

4 実施時期

令和3年4月1日以後に入札公告又は指名通知等（随意契約を含む。）を行う工事から適用し、同日前に入札公告又は指名通知等（随意契約を含む。）を行う工事においては、なお従前の例による。

別紙フロー①

「特別の事情」により社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結する場合



別紙フロー②

発注者による社会保険等加入の確認フロー

【対象：一次下請業者】

